

第6期第15回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成24年3月14日(水)午前10時から11時40分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、今井委員、柴崎委員、廣田委員、岡澤委員、浅見委員、加賀美委員、小山委員、柴田委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、松島委員、西川委員、小泉委員、宮原委員、柳沢委員、菊地委員、米沢委員、藤井委員、こうらい委員、総務部長、情報公開課長、情報政策課長、戸籍住民課長、練馬総合福祉事務所長

4 傍聴人 0人

5 議事および配布資料

諮問事項

(1) 諮問第31号

生活保護に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について
(練馬総合福祉事務所)資料1

(2) 諮問第32号

区民事務所・出張所に関する業務に係る電子計算組織の結合について
(戸籍住民課)資料2

諮問第33号

区民事務所・出張所に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について
(戸籍住民課)資料3

諮問第34号

区民事務所・出張所に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について
(戸籍住民課)資料3

諮問第35号

目的外利用に関する事前一括承認基準の事例の削除について
(戸籍住民課)資料4

諮問第36号

外国人登録に関する業務に係る個人情報の目的外利用について
(戸籍住民課)資料4

報告事項

- (1) 練馬区住民記録入力等業務委託に係る取り扱う個人情報項目の追加について
(戸籍住民課)資料5

その他

6 発言内容

(会長)

定刻になりましたので、ただいまから、第6期第15回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開会いたします。委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入る前に、事務局からご挨拶があるとのことですので、よろしく申し上げます。

(総務部長)

おはようございます。冒頭に恐縮ではございますが、本日は第6期の最後ということで、一言ご挨拶を申し上げます。15回にわたりまして様々なご意見をいただきましてありがとうございました。特に、今期は毎回の諮問事項に加えて、死者の個人情報や代理人による情報開示についての要綱を定めるにあたり、皆様からの貴重なご提言をいただきました。改めて御礼を申し上げます。これからも、皆様からのご意見をしっかりと受け止めて、制度運用につなげていきたいと思っております。本来であれば最後にご挨拶すべきところですが、会議が重なっていることから、会議の冒頭にご挨拶をさせていただきます。ありがとうございました。

(会長)

それでは、本日の議事に入ります。諮問事項が6件と報告事項が1件となっております。まず、諮問第31号につきましてご説明をお願いします。

(練馬総合福祉事務所長)

— 生活保護に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料1に基づき説明 —

(会長)

ただいまのご説明に対してのご意見やご質問があればお願いします。

(委員)

2点ほど伺います。個人情報の流れについてです。仕様書の6に、相談支援員の配置について、国家資格をもった社会福祉士を配置することは分かりました。この福祉士と(2)にある相談支援員との関係について、別の人だということであれば、この2人の間での個人情報の流れというものはどのようになっているのでしょうか。また、区から福祉士会へ提供される個人情報について、使用目的を終えた情報はどのように処理されるのでしょうか。また、全ての情報が一定期間で処理されないと思いますが、処理方法と報告等のチェックはどのようにされるのかということについてご説明いただきたいと思っております。

(練馬総合福祉事務所長)

まず、社会福祉士と相談支援員については、同一の方になります。また、今回の事業についてですが、お一人の方について概ね3か月から6か月を一つの期間として考えています。早く結果が出る場合もあるでしょうし、そうではない場合もありますが、一定の期間で判断をすることになります。支援状況の結果として終了、継続、支援方法の変更という判断をします。終了というものは、我々としては良い形で終わる場合を想定しているものです。支援方法の変更というものは、生活指導から始める支援ということになるかと思っております。個人情報の流れについては、基本的には就労サポーターのところで情報が収集され、それを地区担当のケースワーカーに事業報告をし、最終的には福祉事務所長への結果報告ということになります。そのため、福祉事務所から外部へ情報が出るということはありません。東京社会福祉士会の本部に情報を渡すということはありません。

せん

(委員)

追加で質問ですが、過去に、この委託先での事例ではありませんが、委託先が受け取った名簿を紛失したという報告がありました。そのようなことは起きないようにしているのかという点について、もう一度説明をお願いします。

(練馬総合福祉事務所長)

今回の事業では、集めた名簿を就労サポーターに渡すという形ではありません。一人ひとりの帳票ということになります。また、その帳票は福祉事務所内にて保管をすることになります。ただ、個別支援において外出をすることがありまして、その時に必要な資料を持ち出すという想定はされます。その際には、必ず責任者、具体的には担当の係長を考えていますが、何を持ち出したかについてのチェックを行きと帰りで行うことを考えています。

(委員)

今、全国で数100万人の生活保護の方がいて、増え続けているということが財政上でも問題になっているという話を聞きますが、練馬区ではどのくらいの方が生活保護を受けられているのでしょうか。また、その内著しく就労に課題がある方とはどのくらいの割合になるのでしょうか。私は費用対効果としては厳しいものではないかと思っています。直接個人情報とは関係ありませんが、教えていただければと思います。

(練馬総合福祉事務所長)

全体的な話からになりますが、今委員がお話いただいたように、受給者数が増えている傾向が続いています。昨年、一昨年ということでは前年度比1割増となっていました。今年度に入りまして、多少受給者数の増加については落ち着いてきているという感じです。練馬区における生活保護世帯数は、1万1700世帯程度だと思います。人数としては1万6000人程度になるかと思っています。人数がはっきりしない理由としては、厚生労働省への統計データが世帯で行っているためです。そのうち、4割程度が高齢者世帯で、65歳以上の方のみの世帯となります。就労が難しい方としては、例えば小さいお子さんがいるため就労が難しい母子家庭の方が、全体のうち1000世帯程度いらっしゃると思います。また、障害者手帳をお持ちの方で、こちらが1300世帯程度、傷病いわゆる病気をお持ちの方は2500世帯程度かと思っています。今挙げた方以外がその他世帯ということで、2200世帯程度となります。この5つの分類により厚生労働省に報告をしています。先ほどの説明では、200名程度が今回の事業対象者と申し上げましたが、潜在的には一桁上がる数字の方がいらっしゃるのではないかと思います。事業を組み立てるに当たり、調査をした結果600人から800人程度の見込みではないかとなりました。また、費用対効果ということですが、厚生労働省の方でも、生活保護は経済的な支援ということで昭和25年から始まった制度ですが、平成17年を境として、経済的自立だけを目的とするのではなく、

(委員)

社会的な自立、日常生活における自立も生活保護の運営の目的の一つということで方針が変わりました。その中で、予算的には5700万円程度の委託事業となりますが、経済的に自立をした方が増え、その結果、生活保護扶助費が減るところまではなかなか至らないのではないかとこの危惧もあります。今回の財源については、都の基金からということになりますが、その基金には国からの資金が入ってきます。その点からも、国としても経済的な支援でないところについても力を入れていくということとして、我々は捉えています。生活保護を受ける時に、例えば条文のようなものの中に支援を受けるに当たって就労するようという条件があるのでしょうか。また、それに対して受給者側として、健康であれば就労をしないといけないということの周知がされているのでしょうか。また、訪問ということでは、相手方に連絡をされているのでしょうか。個人的な情報のやり取りを玄関先で行うと、外部に情報が漏れるということもあると思いますし、ご近所の方の目というものもあると思います。その点の対応はどのようにされるのでしょうか。

(練馬総合福祉事務所長)

法制度の話ですが、ご自身が生きていくのに自身の能力を最大限活用しなさいという規定があります。生活保護の申請時においてもそのような話をさせていただいています。その点では、自分で働いて頑張っていくという意識付けにはなっているのではないかと思います。常日頃、ケースワーカーに限らず、接する際には話をさせていただいています。また、希望する仕事はあるが、別の仕事の求人があるのでそちらをしなさいという強制はできません。就労のサポートについてはご相談の内容を基に進めていくこととなります。また、訪問については、十分注意をしています。例えば、「さん、福祉事務所から来ました」ということでは良くありません。私は伊藤と申しますが、「さん、伊藤です。」という形で訪問をするようにしています。またこのやり取りは、初見ではなく、お互いに顔が分かっている中でのものになります。訪問については、基本的には連絡により約束をした中で行っています。人間関係を築いた中で支援をさせていただくこととなります。

(委員)

先ほど費用の話がありましたが、区のサポートによってどのくらいの割合で就労率が高まっているのかということについて数字が分かれば教えてください。

(練馬総合福祉事務所長)

資料の図に、就労専門支援員とありました。こちらは非常勤職員ですが、これは先ほど説明をしました、国による支援方針により活用している人たちです。平成16年から少しずつ導入をしています。この制度についてのということであればご参考までに申し上げます。年間で500人近い方について支援をさせていただいています。平成22年度で言いますと、3000万円から3200万円程度

- の費用対効果があったと我々は見込んでいます。
- (委員) 生活保護とは世帯単位とのお話がありました。先ほどの説明からは、単身世帯や母子家庭が多いのかと思ったのが一つです。その中で、本日の議題名について支援対象者となっていますが、これは事業対象としては個人で、世帯の情報が取り扱われるということではないと考えて良いですね。
- (練馬総合福祉事務所長) 委員ご指摘のとおり、世帯ではなく個人を対象とします。
- (会長) 先ほどの委員の質問にもありましたが、他自治体での事件が報道されていました。姉妹が生活苦により亡くなっていたと。また、時間が経ってから発見されたということでした。妹には障害があり、仕事もお金もなく、姉が働いていたが、体を悪くしたことで働けなくなり、貯金も無くなってきたという状況の中で、その自治体の福祉の係に相談に行った時には、生活保護という話が出たようですが、保護を受けるには勤労意欲なり就労努力が必要との説明がされたようです。説明者としては一般的な話としてしたようですが、相談者側としては、自分の事として捉え、就労努力をしているうちに疲労し、お金もないので家賃支払いが滞ったり、ガス会社に自ら電話をして止めてもらうなどをしている内に亡くなってしまったという感じでした。何とも痛ましい話ですが、就労意欲等の基準というものや説明は、普段どのようにされているのでしょうか。
- (練馬総合福祉事務所長) 基準というものは一概に設けられないのですが、ご相談の中で、制度全体のご理解をいただくための説明をしています。その中で、性別や年齢、経歴などの個別の事情というものもあります。今回の就労サポーター事業も、やりなさいということではなく、専門家を活用し、本人の生活を豊かにするための方法を探るといえるものです。これは、厚生労働省の考えている経済的支援だけでなく日常的な生活支援も含めた自立というものにつなげていく事業だと思っています。また、就労サポーター事業以外についても、本人の生活を豊かにすることを目指して行っているものです。
- (会長) ありがとうございます。先ほどの事例では、生活保護の係と、妹が障害者であったことから、その部署に相談すればそれなりの支援の仕方というものもあったようですが、個人情報保護ということが壁になり、お互いの部署のコミュニケーションが分断されていたということのようでした。ご参考までに。他にご意見はありますか。では、諮問第 31 号については原案どおり承認ということによろしいでしょうか。
- (審議会委員) 異議なし。
- (会長) 諮問 32 号から 36 号までと、報告事項については、前回の審議会にてご報告いただいた外国人住民の住民票作成等に関連する案件です。今回は、電算結合や目的外利用、外部委託という内容に分けて

審議をしたいと思います。まず、諮問 32 号についてのご説明をお願いします。

- (戸籍住民課長) — 区民事務所・出張所に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 2 に基づき説明 —
- (会長) ただいまのご説明に対してのご意見やご質問があればお願いします。前回からの流れもありますので、ある程度の予備知識を持った上でご説明が受けられたかと思います。どうぞご遠慮なく。
- (委員) 今回は、外国人の方の情報が加わるということですが、在留カードの発行に必要なために法務省に通知をするということで、日本人については、今回のような取り扱いはされていないという理解で良いでしょうか。
- (戸籍住民課長) その通りです。
- (委員) 今回 U S B メモリでデータの送受信をされるということですが、この保管や管理についてどのようにされているのか、その扱いについて教えてください。
- (戸籍住民課長) U S B メモリについては、中村北分館から持ち出すことはありません。建物の中で作業をします。保管については中村北分館の静脈認証でロックされた部屋に置くこととなります。使用に当たっては、U S B メモリ使用簿に、使用日や使用者名、持ち出し時間、持ち出しと言いましても、使用時間に当たるもので、建物の外に持ち出すということではありません、それから返却時間を記録します。また使用する職員には I D を付与して使用状況を管理します。使用職員は戸籍住民課の職員のみとなります。
- (委員) U S B メモリから練馬区住民情報システムへ情報が移されますが、この時のサーバ内の保存状態として、外国人の情報は別に管理されているということになるのでしょうか。混合世帯も含めていろいろな状況があると思いますが、既に入力されている情報に対して、データ移行による影響というものはあるのでしょうか。
- (戸籍住民課長) 全て練馬区住民情報システムに入りますので、システム内において外国人を分けて管理するということではありません。既存の日本人のデータに影響があるかということにつきましては、例えば混合世帯であれば、混合世帯として新たに住民票が作られることとなりますので、状況が変わります。ただ、日本人のみ世帯に関しては、影響はありません。
- (委員) 今までのご説明を聞きまして、資料の事業目的を読みますと、最初に法務省通知があり、その後市町村通知という順で説明がされていますが、通常の順番としては逆ではないでしょうか。外国人の方が入国したときに法務省がチェックできるのは、外国人が入国したということが分かるだけで、その外国人が中長期滞在等になった場合の、住民登録をした結果が区市町村から法務省へ通知され、法

務省での条件変更等の際には、また区市町村に通知されるという流れかと思えます。入国してからの通知の順としては今回の資料説明の逆だと理解をしたのですが、それで良いでしょうか。

(戸籍住民課長)
(委員)

ご指摘のとおりで、手順はそのようになります。
確認ですが、情報連携端末には、データは蓄積されないということで良いでしょうか。また、USBメモリは専用のものしか使えないということで良いのでしょうか。

(戸籍住民課長)
(委員)

情報連携端末にはデータは蓄積されません。USBメモリも専用のもの以外は使いません。
USBメモリの中のデータは、それぞれ端末や練馬区住民情報システムへのデータ移行をした後には残らない仕組みでしょうか。

(戸籍住民課長)
(委員)

データ移行後は、USBメモリ内にデータは残りません。
直接練馬区には関係はありませんが、電気通信回線を使っての情報連携ということが方法として指定されているとのことですが、現在住基ネットに参加していない矢祭町では今回のような作業をどのように行うのでしょうか。

(戸籍住民課長)

住基ネットには参加をされていませんが、LGWANは動いています。それよっての情報連携は可能です。ただし、LGWAN自体も拒否をしていれば、今回の情報連携は行うことは出来ないため、外国人の方が行った場合には、作業としては相当大変なものになると思えます。

(会長)

他にございますか。なければ、諮問第32号については、原案どおり承認ということでよろしいですか。

(審議会委員)

異議なし。

(会長)

では、続いて諮問第33号と第34号につきまして、ご説明をお願いします。

(戸籍住民課長)

— 区民事務所・出張所に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について 資料3に基づき説明 —

(会長)

ただいまのご説明に対してのご意見やご質問があればお願いします。皆さんからのご意見の前に単語について、教えていただきたいのですが、国籍・地域という用語が使われています。国籍というものは分かるのですが、地域とは具体的にはどのことを指すのでしょうか。

(戸籍住民課長)

国籍が中国であって、台湾という表示があります。現在、台湾という表示をしています。こちらは国籍ではなく地域名称として使用しています。

(会長)

台湾の場合だけでしょうか。

(戸籍住民課長)

今回、住民基本台帳法に外国人の方が記載される際に、このような表現を用いることとなります。当区に該当者はいませんが、地域として「パレスチナ」の表示もあります。

- (会長) わかりました。では、ご意見やご質問をどうぞ。特にはありませんか。よろしいでしょうか。
- (審議会委員) 異議なし。
- (会長) では、諮問第33号、34号については原案どおり承認といたします。続いて、諮問第35号、36号についてのご説明をまとめてお願いします。
- (戸籍住民課長) — 目的外利用に関する事前一括承認基準の事例の削除について 資料4に基づき説明 —
— 外国人登録に関する業務に係る個人情報の目的外利用について 資料4に基づき説明 —
- (会長) ただいまのご説明に対してのご意見やご質問があればお願いします。
- (委員) 今、ご説明いただいた内容については関連があると思います。その中で、目的外利用の説明資料に、情報の利用課として外国人登録を利用する全ての部署と括られています。これは、事前一括承認基準により現在使用している部署、全てではないと思いますが、このような業務を行っている部署に限られるということの意味で良いのでしょうか。新たな部署が発生するということはないということの良いのでしょうか。
- (戸籍住民課長) 委員のご指摘のとおりです。現在、事前一括承認基準の事例にある部署のみで使用をするということになります。
- (委員) 現在、区に住んでいる外国人の方は、新たに自分の方から住民登録をするということでしたよね。
- (戸籍住民課長) 現在、外国人登録をされている方につきましては、ご本人による手続きを新たにする必要はありません。区の方で、住民票への移行作業を行います。また、5月に仮住民票を全世帯にお送りしまして、文字や内容のチェックをしていただいたものが、7月の法施行日に住民票となるという手順になります。
- (委員) そうしますと、目的外利用で示された利用期間についてですが、結構長い期間になりますね。平成26年の12月までということですが、その期間中は、外国人については2つのデータが区に存在するということが良いのでしょうか。
- (戸籍住民課長) 外国人の方の情報は、住民基本台帳に入ることになります。住民票を取られたり、転出、転入等をされたりする作業は全て日本人同様に行うことになります。日本人については戸籍がありますので、例えば親子関係等を調べる場合には、戸籍を調べれば判明します。外国人の方については、今まで外国人登録法において外国人登録原票に家族関係など内容が記されていました。その外国人登録原票については、法務省に送付することになりますので、住民票を見ても世帯主との関係は分かりませんが、日本人の戸籍に該当する部分がない

ため、親子関係等の細かい情報については分からなくなってしまう。その中で、現在行っているサービスを継続するに当たり、例えば子ども手当の支給の際に親子関係を確認するなどの作業も出てきます。外国人登録原票を法務省へ送付した後は、入国管理局で直接自己情報開示をすることになります。そうしますと、今までサービスを受けていた人も、法施行後に確認作業が生じた場合には、入国管理局で確認をしてくださいということになってしまいます。それでは、サービスの低下になってしまいますので、当面、法施行後のシステムがきちんと稼動するまでは、現在使用している外国人登録システムを活用して区で確認が行うことができるようにするという事です。ただし、外国人登録システムの情報については、データの更新はしません。必要が生じた場合のみ、参照するというものになります。日常動いているシステムとしては、住民基本台帳法に基づく住民情報システムだけになります。

(会長)

ついでに教えてください。日本人の場合ですが、戸籍のデータの保存期間はどのくらいあるのでしょうか。照会をすると、もう古いのでデータはありませんと言われることがあるものですか。短くなってきているのでしょうか。

(戸籍住民課長)

国(法務省)で保管している戸籍簿(副本)は永年保存になります。戸籍の届書のことだと思われませんが、こちらは27年保存をしています。これは国(法務省)の方で保存しています。戸籍簿(副本)は廃棄することはありませんが、例えば災害が原因となり滅失することはあります。東日本大震災を受けて、法務省でも戸籍簿(副本)のデータ化による分散管理を検討していると聞いています。また、住民票については、住基ネットがありますので、被災をした自治体がデータを失ったとしても、住民基本データは他の自治体からも受け取ることができます。戸籍については、法務省の特定の場所に保管をしていましたが、先ほど申し上げたように広域的な保管を検討しているとのこと。

(会長)

改製原戸籍というものがありますね。この原簿は、明治や大正になると、地方の自治体に照会しても、廃棄等の原因により出てこないということがあるようです。存在しないことの証明であれば行いませと言われることがありますが、これはどのような事情なのでしょう。

(戸籍住民課長)

除籍簿や改製原戸籍と呼ばれている古い戸籍です。それについては80年(平成22年6月以降に、保存年限を迎える原簿は150年)を過ぎると、処分をすることになります。区にも家計図を作成したいということでお問合せいただくことがあります。昔の手書きで縦書きの書式の改製原戸籍を取りたいということがありますが、80年(平成22年6月以降に、保存年限を迎える原簿は150年)を経

過した除籍または改製されたものについては保存をしないということになっています。

- (会長) 家計図を作るのがありますが、限界が出てくるということですね。他にございますか。
- (委員) 前回お話があったのかもしれませんが、区には外国人の方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。
- (戸籍住民課長) 区に外国人登録をされている方は、1万3000人くらいいらっしゃいます。そのうち、国籍でいいますと中国の方が約5200人、韓国、北朝鮮の方が約4000人、フィリピンの方が約900人、アメリカの方が約460人、タイの方が約260人と、今申し上げた国の方が全体の83%程度となります。
- (委員) システムが変わることで、外国人の方特有の登録というものはなくなるということでしょうか。
- (戸籍住民課長) 入国をされ、一定期間日本にいらっしゃるということで在留証が発行された方は、日本人と同じように、住所地に入った段階で住民登録を行うことにより住民票が作られます。あとは日本人と同じように、引っ越し場合には転出証明書を受け取り、新しい住所地で転入届けをするなどの手続により住居関係が動いていくこととなります。
- (会長) 他にご意見はありますか。よろしいでしょうか。
- (審議会委員) 異議なし。
- (会長) では、諮問第34号、35号については原案どおり承認といたします。続いて、報告事項になります。練馬区住民記録入力等業務委託に係る取り扱う個人情報項目の追加についてです。ご説明をお願いしましょう。
- (戸籍住民課長) — 練馬区住民記録入力等業務委託に係る取り扱う個人情報項目の追加について 資料5に基づき説明 —
- (会長) 日本コンベンションサービスという会社についての説明は、以前の報告の時に説明がありましたでしょうか。今日ご説明できるところはありますか。
- (戸籍住民課長) 平成23年5月の報告の際に、ご説明をいたしました。担当部門としては、主に公共サービスグループが担います。官公庁の業務委託や人材サービス、国際会議企画の運営をしています。国際会議の企画運営を通じて名前が知られました。取引先としては、特別区では練馬区、豊島区、杉並区、大田区。国では外務省や法務省、環境省、各都道府県とも実績があります。民間企業とも取引があります。また、企業の特記事項としてプライバシーマークや労働者派遣許可を受けています。会社としては大きなところ。練馬区では戸籍や住基についての委託をしています。
- (委員) 入力業務について1つ伺います。住基ネットで使われる漢字につい

て、制約があり、中国系の方の本来の漢字が使用できない場合があると聞いています。その時の取扱いについて、どの漢字を使用するかというような判断を、入力委託を請け負っている業者が行うのは厳しいと思います。その当たりの取扱はどのようにされるのでしょうか。

(戸籍住民課長)

住民票作成の基になるものは、在留カードになります。そこで使用されている漢字を使います。在留カード発行時において、日本で使用できる漢字になっていますので、入力業務を請け負っている方に判断を求めるといったことはありません。

(委員)

練馬区で数年前にシステムの入替え時に不具合が生じたということがあったかと思えます。今回も大きな変更となり、今後区民事務所や出張所での取扱件数というものが、特に3月4月には増えることが予想されます。その時にシステムが止まってしまうということはあってはならないことです。そのあたりについての検討はどのようにされているのかを伺います。

(戸籍住民課長)

システムの移行について、法が定まってから施行までの2年間、検討と準備を進めてきました。実際にシステムを動かすのは5月にある程度の入替作業を行います。そこで動作を試し、7月に本格稼働という流れになります。どのような事が起きるかについては、予想がつきませんが、バックアップ体制が重要だと考えています。練馬区では、外国人登録係については法施行の7月までは存続させ、外国人登録係と住民記録係、各区民事務所とで全体の中でのシステムの分担を決めて対応をしていくこととしています。5月に作業を行います。自動交付機にもつながっていますので、できるだけご迷惑のかからないようにしたいと思っています。ゴールデンウィーク明けあたりで一度機械を停止し、作業をしたいと思っています。休まずに機械の更新等を行いますと無理が生じますので、区民の皆様には周知を図った上で、機械を停止させ連続的に作業を行いたいと思っています。今後の作業スケジュールについて、区民の皆様に影響が及ぶところについては、事前の周知を図っていきたいと考えています。

(会長)

その他にご意見はありますか。報告事項でもありますので、これで終了としたいと思います。予定していた議題については全て終了となりました。本日で、第6期の審議会会議は終了となります。4月からは第7期が始まることとなります。ここでご紹介をしておきたいことがあります。審議会の副会長を務められている池田委員は、本日はご欠席となっておりますが、審議会の前身であります情報公開運営審議会の第1期から会長を務められてこられました。当審議会においても条例や制度改正の際には小委員会の委員長を務められて、ご尽力をいただきました。ご活躍は皆さんご存知のとおりだと

思います。当審議会以外においても、昭和49年から51年にかけて、行財政調査会という、練馬区の行財政のあり方について根本から調査、検討する委員会がありました。その時から区政に携わってこられました。本日の欠席に当たり残念であり申し訳ないということをおっしゃっていました。池田委員については、今後も当審議会の顧問として携わっていただき、条例の解釈等についてのご意見をいただけるということです。

(情報公開課長)

本年度については、10月から毎月開催させていただくというハードスケジュールの中、また資料についても送付が遅れるなどのご迷惑をおかけしながら、皆様のご支援とご協力をいただき、要綱の作成に至りました。ありがとうございました。本日第6期は終了となり、4月から期を改めて、各種課題に取り組んでいきたいと思っています。池田委員についても、会長からご説明いただきましたが、審議会の顧問という名称になるかは未定ですが、今後も当審議会への貴重なご意見をいただけるとのお話をいただいています。必要に応じて審議会にもご出席いただき、ご意見を伺えればと思っています。2年間ありがとうございました。

(会長)

では、審議会を終了いたします。ありがとうございました。

生活保護に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(練馬区個人情報保護条例第 13 条関係)

1 件名	生活保護受給者に対する就労サポート事業における相談支援等業務委託
2 委託内容	生活保護受給世帯への自立支援については、増加の割合が大きい稼働年齢にある者の就労に対する取り組みが課題となっている。そこで、委託により総合福祉事務所に就労サポーターを配置して、日常生活や社会生活の自立支援を行うことを通じて就労意欲を喚起し、就労による自立につなげることを目的とした就労サポート事業を実施する。
3 委託先	社団法人東京社会福祉士会
4 委託開始年月	平成 24 年 4 月～
5 所管課名	健康福祉事業本部 福祉部 練馬総合福祉事務所
6 取り扱う個人情報	支援対象者の氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、職歴等
7 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>添付資料「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託記録票(案) ・生活保護受給者に対する就労サポート事業の概要 ・具体的支援内容の例示 ・生活保護受給者に対する就労サポート事業の流れ ・仕様書(案) ・個人情報の保護および管理に関する特記事項 ・情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 ・社団法人東京社会福祉士会の概要 ・社団法人東京社会福祉士会個人情報管理規程

第2号様式（第6条関係）

外部委託記録票（案）

業務登録番号	0	6	0	8		1	4
所管課名	総合福祉事務所						
業務の名称	生活保護に関する業務						
委託先業種	社会福祉および就労支援に実績のある団体						
委託内容	生活保護受給世帯への自立支援については、増加の割合が大きい稼働年齢にある者の就労に対する取り組みが課題となっている。そこで、委託により総合福祉事務所に就労サポーターを配置して、日常生活や社会生活の自立支援を行うことを通じて就労意欲を喚起し、就労による経済的自立につなげることを目的とした就労サポート事業を実施する。						
委託期間	年 月 日から 年 月 日まで 平成24年 4月 1日以降継続						
審議会事項	平成24年 3月14日 諮問第31号 事前一括承認基準()						
預託する管理個人情報記録の種類	戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) 経済活動 (収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) 心身健康 (健康状態、病歴、障害など) 生活状況 (家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) 知識能力 (各種試験成績、勤務成績、学業成績など) 思想信条 (支持政党、宗教、主義・主張など)						
委託の条件	知り得た個人情報の保持 目的外利用および第三者への提供禁止 再委託の禁止 複写および複製の禁止 個人情報の授受、保管、廃棄または返還事項 立入検査および調査に応ずる義務 事故発生時の報告義務 義務違反等の公表措置および損害賠償 その他()						
預託する管理個人情報の授受の形態	文書 図画 フィルム 磁気ディスク等 電算処理 その他()						
個人情報保護管理責任者	練馬総合福祉事務所長						

生活保護受給者に対する就労サポート事業の実施の概要

生活保護受給世帯への自立支援については、増加の割合が大きい稼働年齢にある者の就労に対する取り組みが課題となっている。

総合福祉事務所では、現在、就労支援専門員を配置しハローワークと連携した就労支援を進めているところであるが、一層の支援効果を挙げるため、平成24年度から新たに委託事業による就労サポート事業を実施する。

記

1 目的

日常生活や社会生活の自立支援を行うことを通じて就労意欲を喚起し、就労による経済的自立につなげることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 生活習慣等の状況を把握するための居宅訪問
- (2) 支援対象者の状況に応じた中間的就労および就労準備のための個別支援
- (3) 職場定着のための支援

* 別紙具体的支援内容の例示参照

3 支援対象者

おおむね18歳から65歳未満の者であって、就労意欲が著しく低く一般的な就労支援では対応が難しいもの

4 実施方法

支援にノウハウのある団体に委託

各総合福祉事務所に「就労サポーター」を配置し、上記2の事業にあたる。

5 事業開始時期

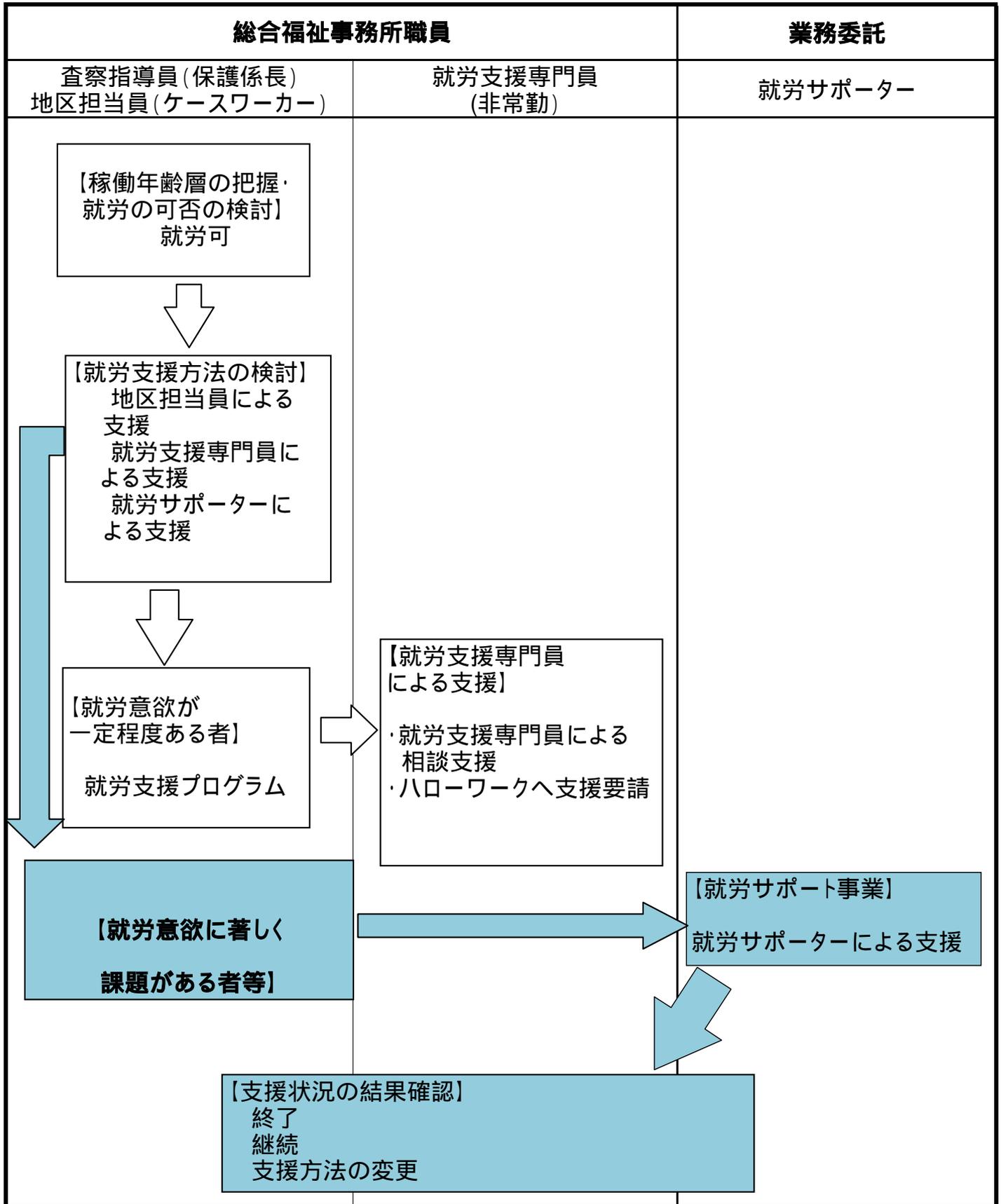
平成24年4月

具体的支援内容の例示

就労サポーターは下記(1)(2)を踏まえて、(3)～(5)の具体的支援を行う。

- (1) 生活状況の把握と就労に向けたアセスメント
 - ・ 家庭訪問、一時的な居所への訪問、来所面接を行い、就労意欲や能力の程度、これまでの職歴、日常生活の状況等について把握し、就労に向けたアセスメントを行う。
- (2) 就労に向けての支援計画の作成
 - ・ アセスメントおよび支援対象者の意向を踏まえながら、目標とその達成に向けた支援計画を作成する。
- (3) 中間的就労、ハローワーク以外による求職活動への支援および就職後の職場定着支援
 - ・ 中間的就労、福祉的就労などのへのつなぎ支援。
 - ・ 面接や就労場所等への同行支援。
 - ・ ハローワークの求人以外の求人情報の提供および助言
 - ・ 家庭訪問等を通じた状況を把握。
 - ・ 就職後の定期的な勤務状況報告の聴取、定期的な状況把握および助言。
 - ・ 就労支援専門員の支援に移行する場合の本プログラムによる支援状況の情報提供。
 - ・ 就労支援専門員から支援を引き継ぐ場合の支援状況確認。
- (4) 就労に向けたステップとしての社会参加支援
 - ・ ボランティア活動などの社会参加へのつなぎ支援。
 - ・ 活動場所等への同行支援。
 - ・ 家庭訪問等を通じた状況把握。
 - ・ 社会参加のための社会資源についての情報収集および開拓。
- (5) 就労に向けた生活環境整備のための就労準備支援
 - ・ 安定的な住居、連絡先の確保、障害者手帳の取得などの環境整備支援。
 - ・ 生活リズムや日常生活習慣の改善支援。

生活保護受給者に対する就労サポート事業の流れ



仕様書（案）

- 1 件名
生活保護受給者に対する就労サポート事業における相談支援等業務委託
- 2 委託期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 3 業務日
月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日および 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く）
- 4 業務時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 5 履行場所
練馬・光が丘・石神井・大泉の各総合福祉事務所、支援対象者の自宅、必要に応じてハローワークなどの関係機関、就労先の事業所・施設等
- 6 相談支援員の配置
 - （1）受託者（以下「乙」という）は、相談・支援の知識・経験を有する社会福祉士を上記 5 の履行場所に複数名配置し、その名簿をあらかじめ区（以下「甲」という）に提出すること。
 - （2）相談支援員は、氏名および顔写真のある名札を着用すること。
- 7 業務内容
就労サポート事業プログラム実施要領（平成 24 年 4 月 1 日適用）に基づき、次の支援を行う。
 - （1）訪問、来所による相談を基にしたアセスメントおよび支援計画の作成
 - （2）支援業務
 - 中間的就労、ハローワーク以外による求職活動への支援および就職後の職場定着支援
 - 就労に向けたステップとしての社会参加支援
 - 就労に向けた生活環境整備のための就労準備支援
- 8 業務報告等
 - （1）乙は、甲が別に定める業務従事記録および業務日誌を毎日記入し、甲に提出し報告すること。
 - （2）乙は、甲が別に定める帳票類に相談支援経過を記載し、適宜甲に報告すること。
 - （3）乙は、甲が別に定める月報を作成し、原則として翌月 10 日までに甲に提出し、報告すること。
- 9 パソコンの貸与等
 - （1）甲は、本件委託業務の履行に必要なパソコンおよび電話を貸与する。ただし、インターネット接続およびメール送受信専用パソコンは乙が用意する。
 - （2）前項の乙が用意するパソコンについては、就労サポート事業に必要な情報の収集および法人内の業務連絡のために使用することとし、それ以外の目的で使用することはできない。
 - （3）乙は、貸与された端末について、本件委託業務に係る文書の作成・修正以外の操作を行ってはならない。
 - （4）乙は、貸与された端末を委託業務以外に使用してはならない。
 - （5）乙は、甲が貸与し、または特に許可した機器、物品以外のものを使用してはならない。
 - （6）乙は、甲が貸与し、または特に許可した機器、物品以外のものは持ち込ん

ではない。

10 相談支援員に対する教育訓練

乙は委託業務の円滑な履行を図るため、相談支援員に対し、必要な教育訓練を実施するものとする。

11 委託料の請求および支払い

甲は、契約金額の12分の1（端数は支払当初月に加算する）を1ヶ月の定額委託料として、乙からの請求に基づき、乙の業務の履行状況を確認の上支払うものとする。

12 個人情報の保護および受託情報の取扱い

（1）乙は、個人情報の保護に十分注意し、業務場所から許可無く物品、書類等を持ち出してはならない。また、甲が許可するもの以外は持ち込んではない。

（2）乙は、本件委託業務の履行により作成または取得した書類等は、甲が定める場所に保管すること。保管場所の施錠管理は、甲が行う。

（3）乙は、個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。

（4）乙は、受託事務を履行するに当たって知りえた区の情報の取扱いについては、「情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

13 その他

この委託業務の遂行上、疑義が生じた場合または、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上実施する。

個人情報の保護および管理に関する特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約の履行にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(知り得た個人情報の保持の義務)

第2 受託者は、この契約の履行にあたり知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約の履行のために個人情報を収集するときは、当該契約の履行を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行わなければならない。

(目的外利用の禁止)

第4 受託者は、この契約履行のため、委託者より提供された個人情報を他の用途に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第5 受託者は、この契約履行のため、委託者より提供された個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受託者は、この契約に基づく委託業務について、委託者の許可なく第三者に再委託してはならない。

(複写の禁止)

第7 受託者は、この契約の履行以外の目的のため、委託者より提供された個人情報を複写または複製してはならない。

(保護措置)

第8 受託者は、個人情報の授受、保管および管理にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、個人情報の保護に必要な万全の措置を講じなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第9 受託者は、この契約の履行にあたって情報システムを用いる必要がある場合は、委託者の定める手順等を遵守するとともに、練馬区情報セキュリティポリシーに定めると同等またはそれ以上のセキュリティ水準を保障する対策等を定めた規程を設け、情報セキュリティの確保を図るための必要な措置を講じなければならない。

(提供情報の返還および処分)

第10 受託者は、この契約が終了または解除されたときは、委託者より提供された個人情報について、委託者の定めるところにより返還し、または漏えいをきたさない方法で確実に処分しなければならない。

(区の立入検査に応じる義務)

第11 委託者は、必要があるときは、受託者の個人情報の管理状況等、委託業務の履行について、報告を求め、当該施設に立入り、または必要な指示を与えることができる。

(事故報告)

第12 受託者は、この契約の履行にあたって、事故が発生したときは、直ちにその状況を委託者に報告し、指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第13 受託者は、この契約に定める義務に違反し、委託者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負う。

(契約解除)

第14 委託者は、受託者が前各項目に違反した場合は、契約を解除することができる。

【委託契約用】

情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項

(目的)

第1 この特記事項は、情報システムに係る委託契約等の受託者(以下「乙」という。)が受託業務を履行するに当たり取り扱う委託者(以下「甲」という。)の情報(以下「受託情報」という。)の機密性を維持するため、受託契約と併せて乙が遵守すべき事項を定める。

第2 前項目に規定する受託情報のうち個人情報の取扱いに関する部分については、別に定める個人情報の保護および管理に関する特記事項の規定が優先する。

(注意義務)

第3 乙は、受託情報の取扱いに当たっては、善良なる管理者の注意をもって、受託情報の機密性の維持に必要な措置を講じなければならない。

(管理体制等)

第4 乙は、受託業務に従事する者(以下「従事者」という。)から受託情報の管理に責任を持つ者(以下「管理責任者」という。)を選任し、甲に書面で提出しなければならない。

第5 乙は、従事者の氏名、所属および受託業務への従事期間(開始日および終了日)を記録し、甲がこの記録の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。

第6 乙は、甲がこの特記事項の遵守に必要となる教育を実施するときは、これを受けなければならない。

第7 乙は、管理責任者および従事者に対し、この特記事項の内容を周知徹底し、その遵守に必要となる教育を行わなければならない。

(知り得た情報の保持の義務)

第8 乙は、この契約の履行に当たり知り得た受託情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(目的外使用の禁止)

第9 乙は、受託情報を他の用途に使用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第10 乙は、受託情報を第三者に提供してはならない。

(再委託の制限)

第11 乙は、第三者に再委託してはならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。

第12 前項目ただし書の規定により再委託する場合において、乙は、再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)に、この特記事項の規定を遵守させなければならない。

(受託情報の授受)

第13 乙は、受託情報の授受に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 受託情報の授受は、管理責任者および従事者に限定すること。

(2) 受託情報をインターネットメールにより送信するときは、添付ファイルとし、ファイルのパスワード設定またはデータの暗号化をすること。

- (3) 受託情報を格納した記録媒体(パソコン等の機器のハードディスクを含む。以下同じ。)を郵送するときは、ファイルのパスワード設定またはデータの暗号化をすること。
- (4) 受託情報を含む印刷物を郵送するときは、特定記録郵便による送付または親展表示による送付をすること。
- (5) 受託情報をFAXにより送信するときは、必要最小限の範囲に留め、送信宛先の誤りに十分注意すること。

(受託情報の管理)

第14 乙は、受託情報の管理に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 受託情報を持ち出すときは、甲の承認を得ること。
- (2) 受託情報を含む印刷物および受託情報を格納した記録媒体は、管理責任者および従事者以外の者が利用できないよう、施錠管理すること。
- (3) 受託情報を含む印刷物および受託情報を格納した記録媒体を廃棄または再利用するときは、甲の指示する方法によること。
- (4) 受託情報を記録媒体に格納し保管するときは、管理責任者および従事者以外の者が受託情報にアクセスできないよう、アクセス管理を行うこと。
- (5) 受託情報の保管または処理に従事者等の私物のパソコン等の機器、記録媒体を用いないこと。
- (6) 受託情報を Winny、Share 等のファイル交換ソフトがインストールされたパソコン等の機器で処理しないこと。
- (7) 受託情報をパソコン等の機器で処理するときは、つぎに掲げるウィルス対策を行うこと。
 - ア ウィルス対策ソフトウェアの導入および最新のウィルスパターンファイルの更新を行うこと。
 - イ パソコン等の機器を構成する OS、ソフトウェア、ミドルウェア等に定期的に修正プログラムを適用すること。

(受託情報の返還および処分)

第15 乙は、この契約が終了または解除されたときは、受託情報を甲の定めるところにより返還し、または漏えいをきたさない方法で確実に処分しなければならない。

第16 乙は、受託情報の返還または処分を終了したときは、甲にこれを証明する書類を提出しなければならない。

(立入検査)

第17 甲は、必要と認めるときは、乙の受託情報の取扱いの状況について、実地に調査し、または乙に対して説明もしくは報告を求め、改善の指示を与えることができる。

(情報セキュリティに関する監査への協力)

第18 乙は、この契約の履行に関連する業務を対象として甲に対して行われる情報セキュリティに関する監査が実施されるときは、その実施に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応および公表)

第19 乙は、受託情報に漏えい、破壊、改ざん、消去等の事故が生じたときは、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じるとともに、甲に報告すること。
- (2) 甲の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
- (3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。
- (4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を文書で提出すること。

第20 甲は、必要があると認めるときは、当該事故の内容(乙の名称を含む。)について、公表することができる。

(損害賠償)

第21 乙は、乙または再受託者がこの特記事項に定める義務に違反し、甲に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負う。

(契約解除)

第22 甲は、乙が前各項目に違反した場合は、契約を解除することができる。

(疑義の決定)

第23 この特記事項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの特記事項に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

区民事務所・出張所に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 事務事業名	法務省在留カード等発行システムとの情報連携業務
2 事業目的	<p>平成 24 年 7 月 9 日施行の改正住民基本台帳法(以下「改正住基法」という。)等の施行により、日本人と同様に外国人住民にも住民票が作成されることになった。</p> <p>これに伴い、改正住基法第 30 条の 50 の規定に基づき、外国人住民の氏名、出生の年月日、国籍・地域等の事項に変更があった場合、法務大臣はその旨を区市町村長に通知(法務省通知)し、区市町村長は当該通知の内容を外国人住民の住民票に反映させることになる。また、改正出入国管理及び難民認定法第 61 条の 8 の 2 の規定に基づき、外国人住民の住民票の記載、消除、修正があった場合、区市町村長はその旨を法務大臣に通知(市町村通知)し、法務大臣は法務省通知を行うべき外国人住民の範囲およびその通知先の区市町村を正確に把握することになる。</p> <p>以上の各通知の連携方法については、改正住民基本台帳法施行令第 30 条の 31 の規定により電気通信回線を通じて行うものと指定されているため、練馬区に設置する在留カード等発行システムの端末(以下「情報連携端末」という。)と法務省の在留カード等発行システムの電算結合を行う。</p> <p>なお、練馬区の住民情報システムと情報連携端末とのデータ連携は、外部記憶媒体を使用することにより行う。ただし、特別永住者証明書の交付年月日については、情報連携端末より直接入力する。</p>
3 現行処理および提供方法	新規の業務であり、現行は行っていない。
4 結合先	法務省
5 実施予定年月日	平成 24 年 7 月 9 日
6 所管課名	区民生活事業本部 区民部 戸籍住民課
7 送受信する項目	<p>受信する主な項目</p> <p>氏名、出生の年月日、男女の別、住所(住居地)、国籍・地域、在留資格期間、在留期間の満了の日、中長期在留者である旨、在留カード等の番号</p> <p>送信する主な項目</p> <p>氏名、出生の年月日、男女の別、住所(住居地)、国籍・地域、在留カード等の番号、特別永住者証明書の交付年月日</p>

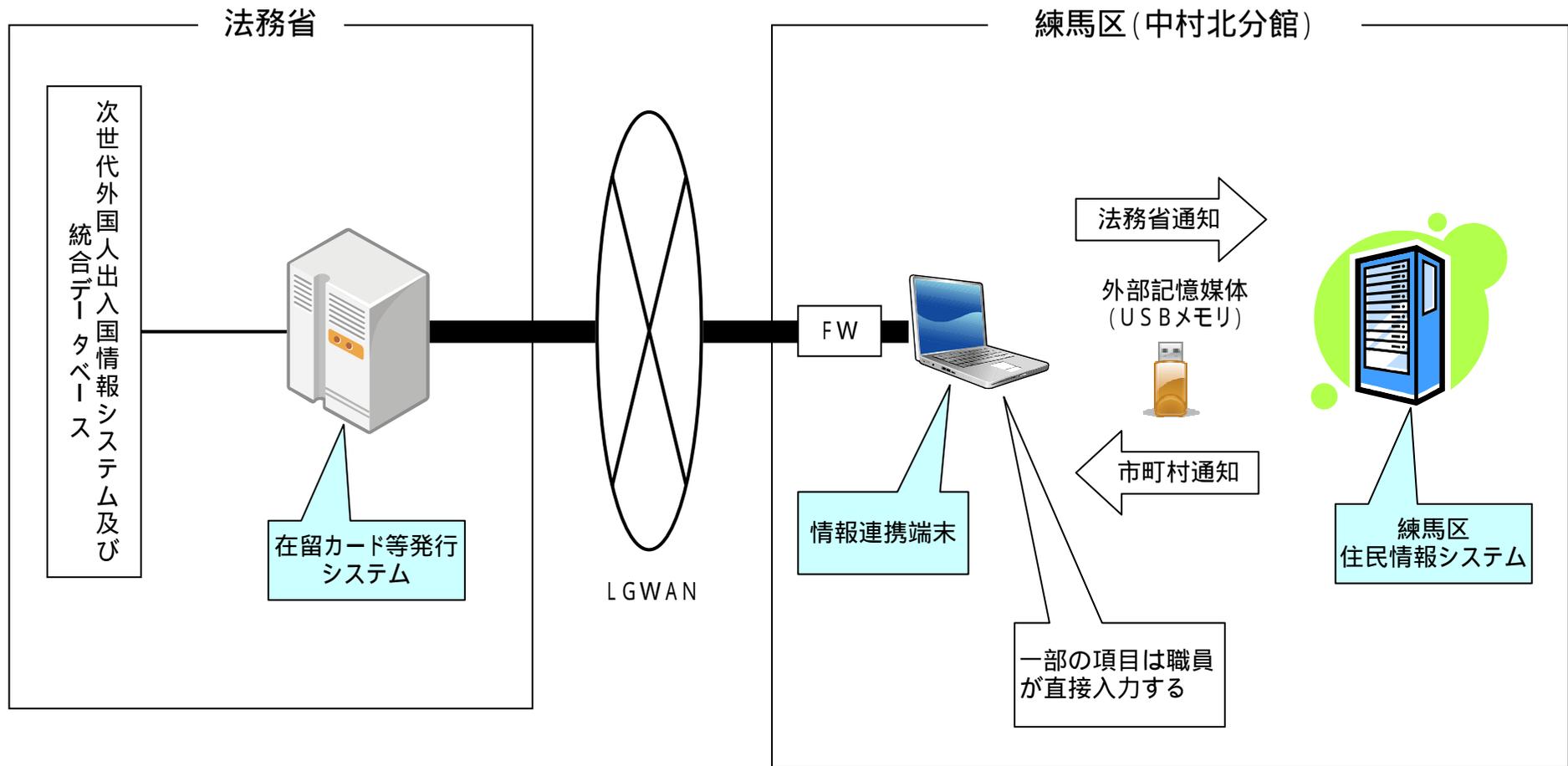
<p>8 個人情報の保護</p>	<p>【区 側】</p> <p>練馬区情報セキュリティーポリシーを遵守し、つぎのとおり保護措置を講ずる。</p> <p>(1) 業務を行う職員を指定し、職員の個別IDとパスワードを用いて管理する。</p> <p>(2) データ連携用の外部記憶媒体は、パスワードによるロック機能、暗号化機能が付加されたものとする。</p> <p>(3) 住民情報システム、庁内LAN、インターネットと接続しない。</p> <p>【法務省側】</p> <p>(1) 情報連携端末を設置するにあたり、端末のセキュリティを確保するため、法務省からFW（ファイアウォール）が配布される。</p> <p>(2) LGWANとの接続にあたっては、在留カード等発行システムと情報連携端末との間のアクセスに必要な通信に限定した設定とする。</p>
<p>9 添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電算結合記録票（案） ・システム構成図 ・在留カード等発行システムとの結合について（用語説明）

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票(案)

業 務 登 録 番 号	0	4	0	1		0	1
所 管 課 名	区民部 戸籍住民課						
業 務 の 名 称	区民事務所・出張所に関する業務						
電 算 結 合 の 目 的	外国人住民の氏名等の事項に変更があった場合に行われる、法務大臣から区市町村長への通知と、外国人住民の住民票の記載、削除、修正があった場合に行なわれる、区市町村長から法務大臣への通知を送受信するため。						
結 合 年 月 日	平成24年7月9日(審議会平成24年3月14日 諮問第32号)						
結 合 変 更 年 月 日	年 月 日(審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電 算 結 合 の 相 手 方 の 住 所 お よ び 名 称	法務省						
個 人 情 報 の 記 録 項 目	<p>〔提供する管理個人情報〕 通番、異動事実コード、異動事実、異動事由コード、異動事由、届出年月日、処理年月日、事由発生年月日、氏名分類コード、氏名(ローマ字)、氏名(漢字)、出生の年月日、男女コード、男女の別、住所コード、住所(住居地)、異動前の住所(住居地)、国籍・地域コード、国籍・地域、在留カード等の番号、特別永住者証明書の交付年月日</p> <p>〔提供を受ける個人情報〕 通番、異動事実コード、異動事実、異動事由数、異動事由コード1、異動事由1、異動事由コード2、異動事由2、異動事由コード3、異動事由3、事由発生年月日、氏名分類コード、氏名(ローマ字)、氏名(漢字)、従前の氏名分類コード、従前の氏名(ローマ字)、従前の氏名(漢字)、出生の年月日、従前の出生の年月日、男女コード、男女の別、従前の男女コード、従前の男女の別、住所コード、住所(住居地)、国籍・地域コード、国籍・地域、従前の国籍・地域コード、従前の国籍・地域、在留資格期間コード、在留資格期間、従前の在留資格期間コード、従前の在留資格期間、在留期間の満了日、前回の在留期間の満了日、中長期在留者である旨等のコード、中長期在留者である旨、従前の中長期在留者である旨等のコード、従前の中長期在留者である旨、在留カード等の番号</p>						
個 人 情 報 保 護 管 理 責 任 者	区民部 戸籍住民課長						

システム構成図



法務省通知：法務大臣から区市町村長への通知。外国人住民の氏名、出生の年月日、国籍・地域等の項目に変更があった時通知する。
市町村通知：区市町村長から法務大臣への通知。外国人住民の住民票の記載、削除、訂正があった時通知する。

情報連携端末：在留カード等発行システムの端末機。中村北分館に設置する。
外部記憶媒体：各通知の内容を記録して連携を行う。
L G W A N：総合行政ネットワーク
F W：ファイアウォール

法務省在留カード等発行システムとの電算結合について（用語説明）

1 法務省通知（受信）

外国人住民の氏名、出生の年月日、男女の別、国籍・地域等の変更届出または在留資格の変更や在留資格の更新等の情報を法務大臣から区市町村長へ通知するものである（改正住基法第30条の50に係る通知）。区市町村長は、法務省通知の内容を住基法第8条に基づき、外国人住民の住民票に反映する。

< 受信する主な項目 >

氏名、出生の年月日、男女の別、住所（住居地）、国籍・地域、在留資格期間、在留期間の満了の日、中長期在留者である旨、在留カード等の番号

2 市町村通知（送信）

外国人住民の住居地情報（住民票の記載、消除、訂正）、*特別永住者証明書の交付年月日を区市町村長から法務大臣へ通知するものである（改正入管法第61条の8の2に係る通知）。法務大臣は、市町村通知により法務省通知を行うべき外国人住民の範囲およびその通知先の区市町村を正確に把握する。

< 送信する主な項目 >

氏名、出生の年月日、男女の別、住所（住居地）、国籍・地域、在留カード等の番号、特別永住者証明書の交付年月日

*特別永住者とは、昭和20年の終戦以前から日本に住み、昭和27年サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も、日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている永住資格。

3 データの連携方法

データの連携方法は、資料「システム構成図」のとおり、電気通信回線（L G W A N）に接続された情報連携端末を練馬区に設置し、外部記憶媒体（U S Bメモリを予定している）を用いて情報連携端末と住民情報システム間のデータ連携を行う。なお、特別永住者証明書の交付年月日は練馬区住民情報システムにデータが入力されておらず、外部記憶媒体にデータを作成することができないため、情報連携端末に直接入力し連携を行う。

4 在留カード等発行システム
法務省が外国人の情報を管理するシステム

5 練馬区住民情報システム
住民基本台帳等を管理するシステム

6 情報連携端末

在留カード等発行システムと連携するために区市町村に 1 台提供される端末であり、法務省で調達、初期設定、管理を行い、区市町村で運用を行うものである。設置場所は中村北分館とする。

< 情報連携端末の機能 >

- ・ 在留カード等発行システムからの法務省通知の受信
- ・ 在留カード等発行システムへの市町村通知の送信

情報連携端末は、法務省通知、市町村通知に関する個人情報を一時的に格納するのみであり、各連携処理の終了後、速やかに削除するものとする。

そのため、在留カード等発行システムの個人情報を検索したり、個人情報を蓄積したりする機能は有していない。

7 セキュリティについて

< 外部記憶媒体 >

情報連携端末で使用する外部記憶媒体は、セキュリティを高めるために、パスワードによるロック機能、暗号化機能に加えて、ウイルスチェック機能を有したものとする。

外部記憶媒体に入力された個人情報については、各連携処理の終了後、速やかに削除するものとする。

< ファイアウォールの設定 >

ファイアウォールとは、ネットワークの不正な侵入等を防止する装置のことである。

情報連携端末を設置するにあたり、端末のセキュリティを確保するため、法務省がファイアウォールを配布する。

< 情報連携端末 >

L G W A Nとの接続にあたっては、在留カード等発行システムと情報連携端末との間のアクセスに必要な通信に限定した設定とする。

情報連携端末は専用端末として整備するため、法務省が配布するもの以外のアプリケーションのインストールは禁止する。また、法務省から配布されているアプリケーションの削除・改造は、法務省からの指示がない限り禁止する。

資料 3

区民事務所・出張所に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

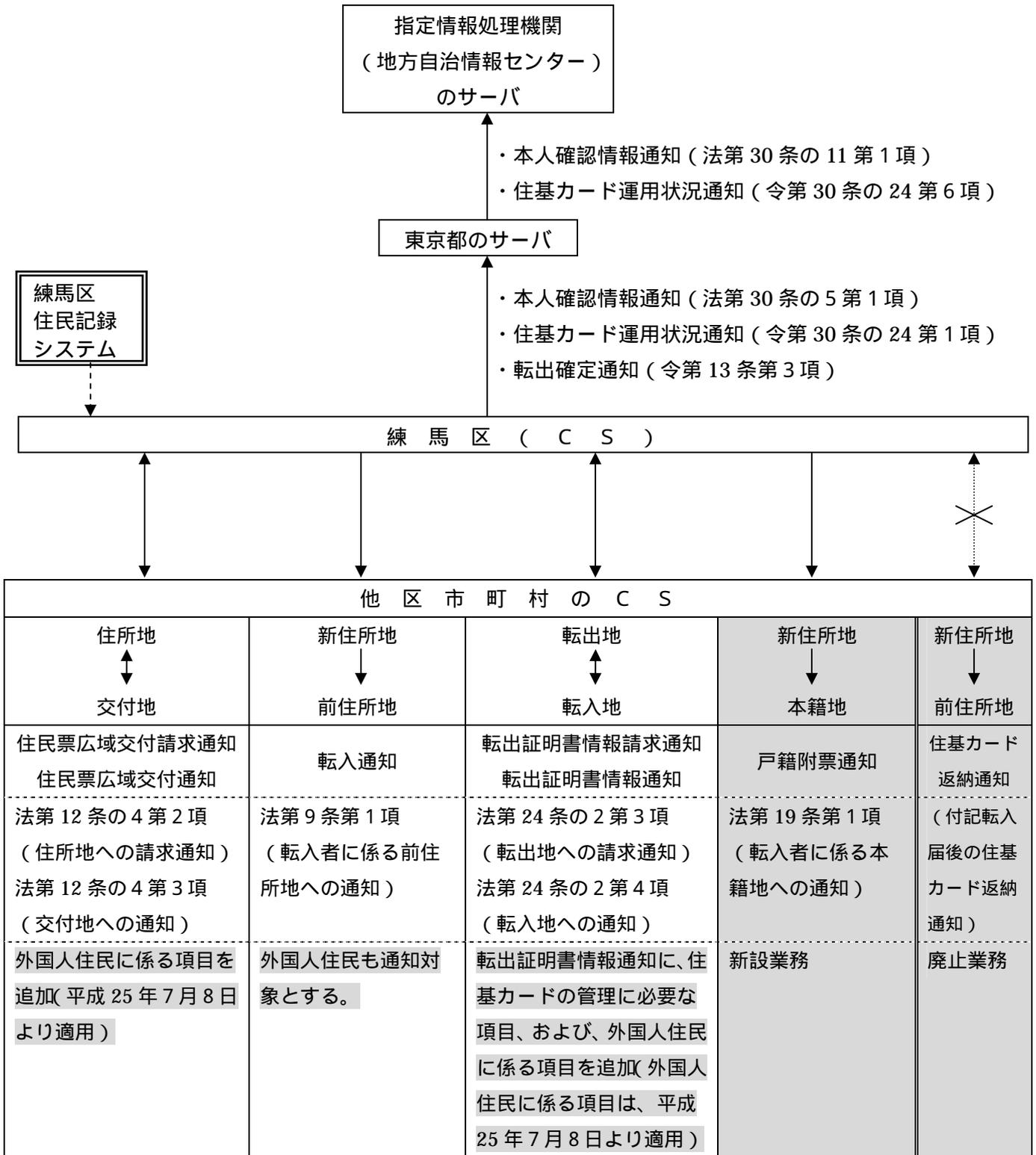
1 業務登録名	区民事務所・出張所に関する業務
2 変更内容	<p>平成 24 年 7 月 9 日施行の改正住民基本台帳法（以下「法」という。）の規定に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じて実施している他区市町村への通知業務に、以下の変更を行う。</p> <p>(1)新たに、法第 19 条第 1 項に係る通知（戸籍附票通知）業務を加える。</p> <p>(2)住民基本台帳カード（住基カード）継続利用のため、法第 24 条の 2 第 4 項に係る通知（転出証明書情報通知）に、住基カードの管理に必要な項目を追加する。</p> <p>(3)法第 9 条第 1 項に係る通知（転入通知）の対象に、外国人住民を加える。なお、通知項目は日本人と同じである。</p> <p>(4)外国人住民の住基ネットの適用に伴い、法第 12 条の 4 に係る通知（住民票広域交付情報通知）および法第 24 条の 2 に係る通知（転出証明書情報通知）に、外国人住民に係る項目を追加する。</p>
3 現行処理および提供方法	<p>(1)戸籍附票通知は、通知書を郵送している。</p> <p>(2)住基カード継続利用は、実施していない。</p> <p>(3)外国人住民については、住基ネットによる転入通知、住民票広域交付情報通知および転出証明書情報通知は実施していない。</p> <p>現在、外国人住民の居住地の異動は外国人登録法に基づき処理されている。法改正に伴い、外国人登録法は廃止される。</p>
4 結合先	区市町村
5 変更予定年月日	<p>変更内容(1)から(3)については平成 24 年 7 月 9 日</p> <p>変更内容(4)については平成 25 年 7 月 8 日</p>

6 所管課名	区民生活事業本部 区民部 戸籍住民課
7 追加する送受信項目	<p>(1) 戸籍附票通知に係る追加項目 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、従前の住所、本籍、戸籍の筆頭者の氏名、世帯主の氏名、世帯主との続柄、住所を定めた年月日、届出・記載の年月日、異動事由</p> <p>(2) 転出証明書情報通知に係る追加項目 住基カード発行の日、有効期間が満了する日、様式の別、住基カードが真正であることを確認するための符号</p> <p>(3) 外国人住民に係る転入通知の項目 住民票コード、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住所を定めた年月日、従前の住所、届出の年月日 通知項目は日本人と同じ。</p> <p>(4) 外国人住民に係る住民票広域交付情報通知および転出証明書情報に係る追加項目（平成 25 年 7 月 9 日より適用） 国籍・地域、外国人住民となった年月日、法第 30 条の 45 に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留期間の満了の日、在留カード等の番号、通称、通称の記載および削除に関する事項</p>
8 個人情報の保護	<p>【区側】 「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、住民基本台帳法および住民基本台帳法施行規則に基づき総務大臣が定める基準に従い保護措置を講じる。</p> <p>【結合先】 住民基本台帳法および住民基本台帳法施行規則に基づき総務大臣が定める基準に従い保護措置を講じる。</p>
9 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電算結合記録票（案） ・ 電算結合における関係機関と送受信情報（通知）の関連図 ・ 関係法令（住民基本台帳法、同法施行令、同法施行規則）

電算結合記録票(案)

業務登録番号	0	4	0	1		0	1
所管課名	区民部 戸籍住民課						
業務の名称	区民事務所・出張所に関する業務						
電算結合の目的	<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号、以下「法」という。)に基づき、第9条第1項に規定する通知(転入通知)、第12条の4第2項に規定する通知(住民票広域交付請求通知)、第12条の4第3項に規定する通知(住民票広域交付通知)、第19条第1項に規定する通知(戸籍附票通知)、第24条の2第3項に規定する通知(転出証明書情報請求通知)、第24条の2第4項に規定する通知(転入通知情報通知)←同法施行令第30条の23第4項(住民基本台帳カードの返納通知)を受送信するため</p> <p><u>ただし、外国人住民については、平成25年7月7日まで法第12条の4および第24条の2に規定する通知は行わない。</u></p>						
結合年月日	平成15年 8月25日(審議会 平成15年 5月13日 諮問第4号)						
結合変更年月日	平成24年 7月 9日(審議会 平成24年3月14日 諮問第33号) 平成25年 7月 8日(審議会 平成24年3月14日 諮問第33号)						
電算結合の相手方	区市町村						
個人情報の記録項目	<p>住民票コード、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主の氏名、世帯主との続柄、戸籍の筆頭者の氏名、本籍、住民となった年月日、住所、住所を定めた年月日、従前の住所、転出先、転出予定の年月日、届出・記載の年月日、住民基本台帳カードの回収の有無および年月日、広域交付の申請事由の区分、国民健康保険の資格の有無、後期高齢者医療の資格の有無、介護保険の資格の有無、国民年金の被保険者の種別、基礎年金番号、児童手当受給の有無、異動事由、外国人住民に係る情報(国籍・地域、外国人住民となった日、法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留期間の満了の日、在留カード等の番号、通称、通称の記載および削除に関する事項)、住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)の管理に係る情報(住基カード発行の日、有効期間が満了する日、様式の別、住基カードが真正であることを確認するための符号)</p>						
個人情報保護管理責任者	区民部 戸籍住民課長						

電算結合における関係機関と送受信情報（通知）の関連図



「法」・・・住民基本台帳法

「令」・・・住民基本台帳法施行令（政令）

網かけ部分は改正住基法の施行にともない新設、廃止、変更になるもの

区民事務所・出張所に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 業務登録名	区民事務所・出張所に関する業務
2 変更内容	平成 24 年 7 月 9 日に施行の改正住民基本台帳法（以下「法」という。）の規定により、外国人住民も住民票に記載されることになった。これにより、平成 25 年 7 月 8 日から住民票に記載された外国人住民の本人確認情報を、日本人同様に住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を通じて、東京都および総務大臣の指定する情報処理機関（財団法人地方自治情報センター。以下「指定情報処理機関」という。）へ通知することになる。
3 現行処理および提供方法	<p>現行の住基ネットは、住民票に記載された日本国籍を持つ者を対象としており、外国人住民は対象外である。</p> <p>現在は、外国人登録法に基づき、外国人登録原票および住民情報（外国人登録）システムにより処理されているが、東京都および指定情報処理機関への提供はない。</p> <p>法改正に伴い、外国人登録法は廃止される。</p>
4 結合先	東京都および指定情報処理機関
5 実施予定年月日	平成 25 年 7 月 8 日
6 所管課名	区民生活事業本部 区民部 戸籍住民課
7 送受信する項目 下線部は今回追加する項目	住民票コード、住民票コードを付番した事由および年月日、住民票コードを変更した事由および年月日、 <u>氏名</u> 、 <u>通称</u> 、氏名の記載を変更した事由および年月日、出生の年月日、出生の年月日の記載を変更した事由および年月日、男女の別、男女の別の記載を変更した事由および年月日、住所、住所の記載を変更した事由および年月日、届出・記載の事由および年月日、住民基本台帳カードの運用状況

<p>8 個人情報の保護</p>	<p>【区側】</p> <p>「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、住民基本台帳法および住民基本台帳法施行規則に基づき総務大臣が定める基準に従い保護措置を講じる。</p> <p>【結合先】</p> <p>住民基本台帳法および住民基本台帳法施行規則に基づき総務大臣が定める基準に従い保護措置を講じる。また、東京都は「東京都個人情報の保護に関する条例」、指定情報処理機関については、「個人情報保護に関する基本方針」および「個人情報の保護に関する法律」に沿った保護措置も併せて講じる。</p>
<p>9 添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電算結合記録票（案） ・住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の概要 ・財団法人 地方自治情報センター（LASDEC）について ・関係法令（住民基本台帳法、同法施行令、同法施行規則）

電算結合記録票(案)

業務登録番号	0	4	0	1		0	1
所管課名	区民部 戸籍住民課						
業務の名称	区民事務所・出張所に関する業務						
電算結合の目的	<p>住民基本台帳法(昭和42年法律第31号)第30条の5第1項ならびに第30条の11第1項の規定に基づく「本人確認情報通知」および司法施行令(昭和42年政令292号)第30条の24第1項ならびに第6項の規定に基づく「住民基本台帳カード運用状況通知」を通知するため</p> <p><u>ただし、外国人住民にかかる通知は、平成25年7月8日から行う。</u></p>						
結合年月日	平成14年 4月 1日(審議会 平成13年11月12日 諮問第12号)						
結合変更年月日	平成25年 7月 8日(審議会 平成24年 3月14日 諮問第34号)						
電算結合の相手方の住所および名称	東京都および住民基本台帳法第30条の10の規定により総務大臣が指定した情報処理機関(財団法人地方自治情報センター)						
個人情報の記録項目	<p>住民票コード、住民票コードを付番した事由および年月日、住民票コードを変更した事由および年月日、氏名、氏名の記載を変更した事由および年月日、生年月日、生年月日の記載を変更した事由および年月日、男女の別、男女の別の記載を変更した事由および年月日、住所、住所の記載を変更した事由および年月日、届出・記載の事由および年月日、住民基本台帳カードの運用状況、通称</p>						
個人情報保護管理責任者	区民部 戸籍住民課長						

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の概要

1. ネットワーク概要

全国の各自治体で管理する住民基本台帳(住民票)システムを情報通信回線を通じてつなぐことで、*広域交付住民票を発行したり、行政機関等に提出すべき住民票の写しの提出を省略するなど、行政手続の簡略化などの行政サービスを提供することが可能となりました。なお、本人確認情報(氏名、性別、生年月日、住所、住民票コード)の利用・提供は法律または条例で認められた事務に制限されています。

*広域交付住民票とは、住所地以外の窓口で交付をうける住民票のことです。

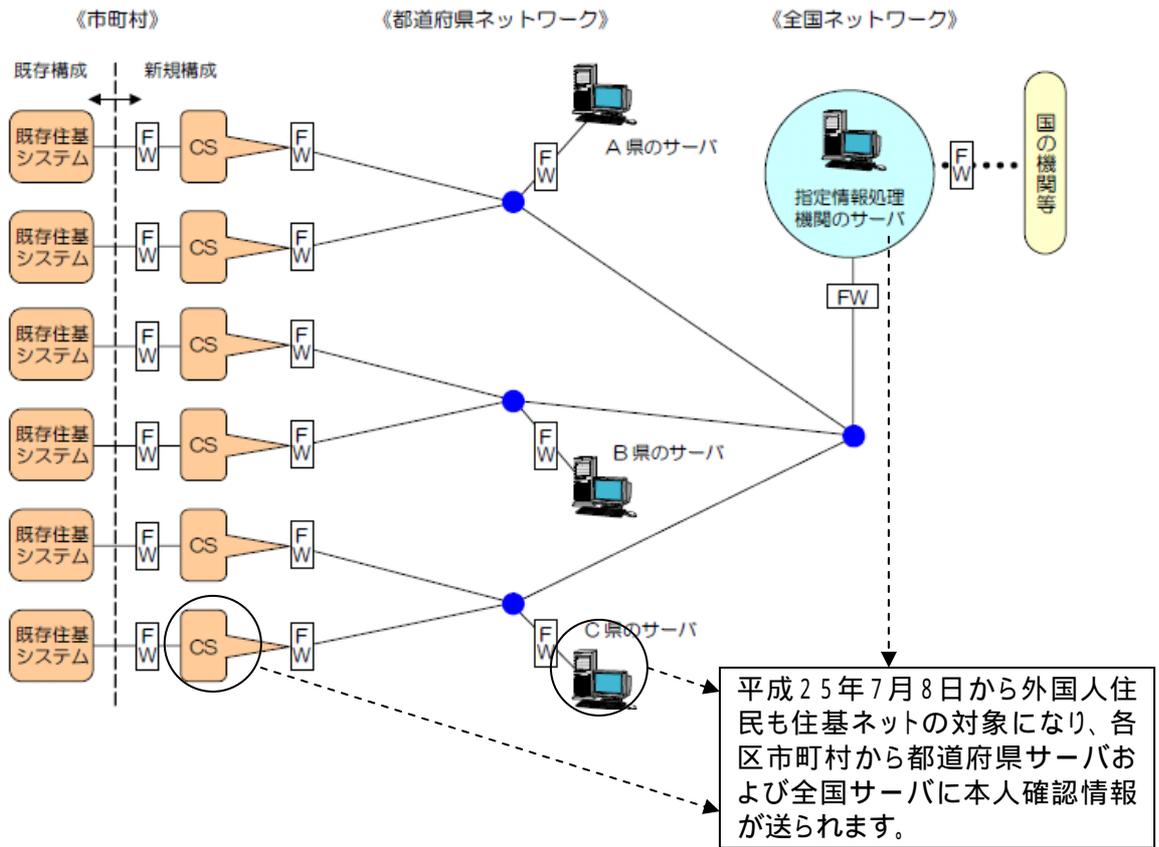
通常の住民票とはつぎの から の記載がないことが異なります。

本籍、戸籍筆頭者

区内の住所異動の履歴

転出(転出予定を含む)や死亡などの理由で住民票から除かれている方

● ネットワークの概要図



CS・・・コミュニケーションサーバ

各自治体の住民記録(住民票)システムと住基ネットを接続する装置で、本人確認情報を保有し、都道府県サーバおよび全国サーバへ、ネットワークを通じて転送する。

FW・・・ファイアウォール

ネットワークへの不正な侵入等を防止する装置

2. 本人確認情報の主な提供内容(平成22年度)

(1) 国の行政機関等に対する本人確認情報の提供

約1億 2000 万件(年金支給事務、司法試験事務など)

(2) 地方公共団体に対する本人確認情報の提供

約 560 万件(パスポート発給事務、*税務事務など)

*税務事務 = 都条例に基づく都税等の賦課徴収に関する事務 所得税、区税等は対象外

都税に関する利用件数は、約 73,000 件(22 年度)

(3) 行政手続における住民票の写しの添付省略

全国で約 510 万件(パスポートの受給申請、*免許等の申請など)

*免許等 = 無線局の免許、宅地建物取引業の免許、建築士の免許等 運転免許証は対象外

(4) 年金受給権者の年金現況届の提出省略

全国で約 4000 万人分

3. 住基ネットを取り巻く状況

- (1) 平成 14 年 12 月以降、住基ネットへの参加を見合わせていた東京都国立市が、平成 24 年 2 月 1 日から参加し、住基ネットに再接続しました。このことにより、住基ネット未接続団体は、全国で 1 団体(福島県矢祭町)となりました。

財団法人 地方自治情報センター（LASDEC）について

- 1 法人名 財団法人 地方自治情報センター
(LASDEC : Local Authorities Systems Development Center)
- 2 所在地 東京都千代田区一番町 25 番地 (全国町村議員会館内)
- 3 代表者 理事長 戸田 夏生(とだ なつお)
- 4 設立年月日 昭和 45 年 5 月 1 日
- 5 設立趣旨
地方公共団体におけるコンピュータの有効かつ適切な利用の促進を図るため、地方公共団体のコンピュータ専門機関として創設された。
- 6 会員
当センターは、会員組織によって運営され、会員は正会員と賛助会員により構成されている。
 - (1) 正会員
都道府県、指定都市、特別区、市町村、広域市町村圏組合、協議会等
 - (2) 賛助会員
当センターの事業目的に賛同し、センターを援助するもの
 - (3) 会員総数
1,578 団体 (平成 23 年 8 月 1 日現在)
 - ・正会員 都道府県(47)、指定都市(19)、特別区(23)、市(694)、町(436)、村(96)、関係団体(7)、町村会等(57)
 - ・賛助会員 民間企業等(199)
- 7 住民基本台帳ネットワークシステムにおける位置付け
住民基本台帳法第 30 条の 10 で総務大臣が指定する指定情報処理機関である。実務は付属機関の「住民基本台帳ネットワークシステム全国センター」が行う。
- 8 個人情報保護に関する基本方針
別紙のとおり

財団法人地方自治情報センターホームページ (<https://www.lasdec.or.jp/cms/index.html>) より引用

(財団法人地方自治情報センターについて 別紙)

個人情報保護に関する基本方針

制定：平成 16 年 4 月 1 日

改正：平成 21 年 11 月 2 日

改正：平成 23 年 4 月 1 日

財団法人地方自治情報センター

理事長 戸田 夏生

第 1 基本方針

財団法人地方自治情報センター(以下「センター」という。)は、社会経済の進展に即応し、地方公共団体における電子計算組織による情報処理を推進し、地方行政の近代化に寄与することを目的とする公益法人である。目的達成のために実施する全事業の個人情報への不正アクセス並びに個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、役員及び職員が遵守すべき行動基準として本基本方針を定め、その遵守の徹底を図り、日本工業規格 JIS Q15001:2006「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを構築し、適切に運用する。

第 2 センターの取組み

1. 役員及び職員は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針及びその他の関連する規範を遵守する。
2. 個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任体制を整備し、維持する。
3. 役員及び職員に対して、個人情報保護に関する教育を定期的実施する。
4. 個人情報保護監査責任者を選任し、定期的に個人情報保護の取組み状況を監査する。
5. 個人情報保護マネジメントシステムを継続的に見直し、その改善に努める。

第 3 個人情報の取扱い

1. 個人情報の取得又は利用は、事業の範囲内で行うことを明確に定め、個人情報の提供もその目的に限定し適切に取り扱う。
2. 個人情報への不正アクセス並びに個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等のリスクに対して、合理的な安全対策及び予防・是正措置を確実に実施する。
3. 本人からの当該個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の要請及び苦情や相談に対して遅滞なく対応する。
4. 個人情報の取扱いの全部又は一部を受託する場合には、個人情報を保護するための適切な措置を講じる。
5. 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合には、十分な個人情報保護対策を実施している者を選定し、適切な措置を講じる。

関係法令

1. 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）【関連部分抜粋】

平成21年7月15日公布、平成24年7月9日施行予定

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第9条第1項

市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

第9条第3項

第1項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）

第12条の4第1項

住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この条において「住所地市町村長」という。）以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで第7条第5号、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。【以下省略】

第12条の4第2項

前項の請求を受けた市町村長（以下この条において「交付地市町村長」という。）は、政令で定める事項を同項の請求をした者の住所地市町村長に通知しなければならない。

第12条の4第3項

前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、政令で定める事項を交付地市町村長に通知しなければならない。

第12条の4第5項

第2項又は第3項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、交付地市町村長又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方であ

る住所地市町村長又は交付地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

(*戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)

*戸籍の附票とは、住所の移転を記録した書類で、本籍地で戸籍とともに管理しています。附票には、本籍・筆頭者のほか、その戸籍にいる人の住所の異動が記録されています。

第 19 条第 1 項

住所地の市町村長は、住民票の記載等をした場合に、本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべきときは、遅滞なく、当該修正をすべき事項を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

第 19 条第 4 項

第 1 項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である本籍地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)

第 24 条の 2 第 3 項

最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けた市町村長（以下この条において「転入地市町村長」という。）は、その旨を当該最初の転入届に係る転出届又は当該最初の世帯員に関する転入届に係る転出届を受けた市町村長（以下この条において「転出地市町村長」という）に通知しなければならない。

第 24 条の 2 第 4 項

転出地市町村長は、前項の規定による通知があつたときは、政令で定める事項を転入地市町村長に通知しなければならない。

第 24 条第 5 項

前二項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、転入地市町村長又は転出地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

(都道府県知事への通知)

第 3 0 条の 5 第 1 項

市町村長は、住民票の記載、消除又は第 7 条第 1 号から第 3 号まで、第 7 号及び第 1 3 号に掲げる事項(同条第 7 号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。) の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第 1 号から第 3 号まで、第 7 号及び第 1 3 号に掲げる事項(住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項) 並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。) を都道府県知事に通知するものとする。

第 3 0 条の 5 第 2 項

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

(指定情報処理機関への通知等)

第 3 0 条の 1 1 第 1 項

委任都道府県知事は、第 3 0 条の 5 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報を、指定情報処理機関に通知するものとする。

第 3 0 条の 1 1 第 2 項

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第 4 章の 2 本人確認情報の処理及び利用等

【省略】

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第 3 0 条の 4 5 第 1 項

日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という。) に係る住民票には、第 7 条の規定にかかわらず、同条各号(第 5 号、第 6 号及び第 9 号を除く。) に掲げる事項、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号。以下この章において「入管法」と

いう。)第2条第5号口に規定する地域をいう。以下同じ。)外国人住民となつた年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。)及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

<p>中長期在留者(入管法第19条の3に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。)</p>	<p>1 中長期在留者である旨 2 入管法第19条の3に規定する在留カード(総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類)に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号</p>
<p>特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号。以下この章において「入管特例法」という。)に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。)</p>	<p>1 特別永住者である旨 2 入管特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号</p>
<p>一時庇護許可者(入管法第18条の2第1項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。)又は仮滞在許可者(入管法第61条の2の4第1項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。)</p>	<p>1 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 2 入管法第18条の2第4項に規定する上陸期間又は入管法第61条の2の4第2項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>
<p>出生による経過滞在者(国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第22条の2第1項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。)又は国籍喪失による経過滞在者(日本の国籍を失つた者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。)</p>	<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨</p>

附則(平成21年7月15日法律第77号)

(外国人住民についての本人確認情報の利用等に関する規定の適用の特例)

第9条

外国人住民については、第1号施行日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日までは、新法第12条の4、第24条の2、第4章の2及び第30条の45(新法第7条第13号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

2. 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）【関連部分抜粋】

平成24年1月20日公布、平成24年7月9日施行予定

（住民票を消除する場合の手續）

第13条第3項

法第9条第1項の規定による通知を受けた市町村長は、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第13条第4項

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

（転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項）

第24条の3第1項

法第24条の2第4項に規定する政令で定める事項は、法第7条第1号から第5号まで及び第13号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 1 転出前の住所
- 2 転出先及び転出の予定年月日
- 3 国民健康保険の被保険者である者については、その旨
- 3の2 後期高齢者医療の被保険者である者については、その旨
- 4 介護保険の被保険者である者については、その旨その他総務省令で定める事項
- 5 国民年金の被保険者である者については、国民年金の被保険者の種別及び基礎年金番号
- 6 児童手当の支給を受けている者については、その旨
- 7 住民基本台帳カードの交付を受けている者については、当該住民基本台帳カードの発行の日、有効期間が満了する日その他住民基本台帳カードの管理のために必要な事項として総務省令で定めるもの

（住民基本台帳カードを交付した場合等の措置）

第30条の24第1項

住所地市町村長は、住民基本台帳カードを交付した場合、住民基本台帳カードを紛失した

旨の届出を受けた場合、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた場合、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った場合又は住民基本台帳カードの返納を受けた場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

第30条の24第5項

前各項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長、直前の住所地市町村長、転出地市町村長又は転入地市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

第30条の24第6項

委任都道府県知事（法第30条の10第3項に規定する委任都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）は、第1項から第4項までの規定による通知に係る事項を、指定情報処理機関（法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関をいう。以下この条において同じ。）に通知するものとする。

第30条の24第7項

前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定情報処理機関の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

編 製 日	平成17年10月22日
本 籍 氏 名	東京都練馬区豊玉北六丁目12番 練馬 太郎
附票に記載されている者	【名】太郎 【住 所】 東京都練馬区石神井町三丁目30番26号 【住定日】 昭和58年6月1日 ----- 【住 所】 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号 【住定日】 平成20年11月3日
附票に記載されている者	【名】花子 【住 所】 東京都練馬区光が丘二丁目9番6号 【住定日】 平成元年7月3日 ----- 【住 所】 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号 【住定日】 平成20年11月3日
	<h1>見本</h1>

発行番号

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

練馬区長



目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の事例の削除について

(練馬区個人情報保護条例第 16 条関係)

1 件 名	目的外利用に関する審議会事前一括承認基準における外国人登録に関する業務に係る事例の削除
2 削除理由	<p>平成 24 年 7 月 9 日の改正入国管理法等の施行により、外国人登録法が廃止となる。</p> <p>従来 of 外国人登録情報は、法改正に伴い日本人同様の住民基本台帳情報として、他部署へ情報提供等を行うこととなり、外国人登録に関する業務は無くなる。</p> <p>そのため、目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の事例から外国人登録に関する業務に係る項目を削除する。</p>
3 利用課	外国人登録情報を目的外利用していたすべての部署
4 利用した個人情報	外国人登録情報（登録番号、登録の年月日、氏名、出生の年月日、男女の別、国籍、国籍の属する国における住所又は居所、出生地、職業、旅券番号、旅券番号の年月日、上陸許可の年月日、在留の資格、在留期間、居住地、世帯主の氏名、世帯主との続柄、申請に係る外国人が世帯主である場合には世帯を構成する者の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄、本邦にある父母及び配偶者（申請に係る外国人が世帯主である場合には世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く）の氏名、出生の年月日及び国籍、勤務所又は事務所の名称及び所在地）
5 提供課	区民生活事業本部 区民部 戸籍住民課
6 削除日	平成 24 年 7 月 9 日
7 添付資料	・外国人登録原票および外国人登録法の廃止について

8 承認基準の
事例の削除

別表4 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準

	類 型	事 例
1	実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件・資格要件・助成要件・加入要件の確認をする必要がある場合	外国人登録に関する業務 国民健康保険に関する業務 国民年金に関する業務 敬老サービス事業に関する業務 後期高齢者医療保険に関する業務 介護保険に関する業務 心身障害者福祉に関する業務 母子保健事業の実施に関する業務 成人保健事業の実施に関する業務 児童手当等に関する業務 医療助成に関する業務 外国人学校の保護者負担軽減に関する業務 就学事務に関する業務 幼稚園に関する業務 成人の日の集いに関する業務 高齢者いきいき健康事業に関する業務 国際交流推進に関する業務 予防接種に関する業務

8 承認基準の
事例の削除

別表4 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準

	類 型	事 例
2	業務間の事務に密接な関係あるいは連続性があり、適正な行政執行を行うため相互に情報交換、情報提供を行う場合	外国人登録に関する業務 特別区民税・都民税に関する業務

外国人登録に関する業務に係る個人情報の目的外利用について

(練馬区個人情報保護条例第 16 条関係)

1 件名	外国人登録に関する業務に係る個人情報の目的外利用
2 利用目的	平成 24 年 7 月 9 日の改正入国管理法等の施行により、外国人登録法は廃止となり、外国人登録原票を速やかに法務省へ送付しなければならない。そのため、外国人住民の住民票の基となる現行の外国人登録システムの継続利用を図り、外国人住民の利便性の確保と制度改正後の事務の正確かつ円滑な運用のため活用する。
3 利用課	外国人登録情報を利用する全ての部署
4 利用する個人情報	外国人登録情報(登録番号、登録の年月日、氏名、出生の年月日、男女の別、国籍、国籍の属する国における住所又は居所、出生地、職業、旅券番号、旅券番号の年月日、上陸許可の年月日、在留の資格、在留期間、居住地、世帯主の氏名、世帯主との続柄、申請に係る外国人が世帯主である場合には世帯を構成する者の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄、本邦にある父母及び配偶者(申請に係る外国人が世帯主である場合には世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く)の氏名、出生の年月日及び国籍、勤務所又は事務所の名称及び所在地)
5 提供課	区民事業本部 区民部 戸籍住民課
6 利用時期	平成 24 年 7 月 ~ 平成 26 年 12 月
7 利用媒体	外国人登録システム
8 利用課における個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員に対し、外国人登録システムの個人情報の保護および管理の重要性を十分に認識するように指導する。 ・練馬区個人情報保護条例および練馬区情報セキュリティポリシーを遵守する。
9 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録原票および外国人登録法の廃止について

外国人登録原票および外国人登録法の廃止について

1 外国人登録原票の記載事項について

外国人登録法 第4条

第四条 市町村の長は、前条第一項の申請があつたときは、当該申請に係る外国人について次に掲げる事項を外国人登録原票（以下「登録原票」という。）に登録し、これを市町村の事務所に備えなければならない。ただし、当該外国人が、入管法別表第二の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者（以下「永住者」という。）又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）である場合にあつては第九号及び第二十号に掲げる事項を、入管法の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある者（在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができることとなつた者を除く。以下「一年未満在留者」という。）である場合にあつては第十八号及び第十九号に掲げる事項を、それぞれ登録原票に登録することを要しない。

- 1 登録番号
- 2 登録の年月日
- 3 氏名
- 4 出生の年月日
- 5 男女の別
- 6 国籍
- 7 国籍の属する国における住所又は居所
- 8 出生地
- 9 職業
- 10 旅券番号
- 11 旅券発行の年月日
- 12 上陸許可の年月日
- 13 在留の資格（入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格をいう）
- 14 在留期間（入管法に定める在留期間をいう）
- 15 居住地
- 16 世帯主の氏名
- 17 世帯主との続柄
- 18 申請に係る外国人が世帯主である場合には、世帯を構成する者（当該世帯を除く）の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄

- 19 本邦にある父母及び配偶者（申請に係る外国人が世帯主である場合には、その世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く）の氏名、出生の年月日及び国籍
- 20 勤務所又は事務所の名称及び所在地
- 2 市町村の長は、前項の登録をした場合には、当該登録原票の写票を作成し、これを法務大臣に送付しなければならない。

2 外国人登録法の廃止について

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 第4条)

(外国人登録法の廃止)

第四条 外国人登録法（昭和27年法律第125号）は、廃止する。

3 外国人登録原票の法務省への送付について

改正入国管理法附則 第33条

(登録原票の送付)

第三十三条 市町村の長は、施行日の前日において市町村の事務所に備えている登録原票を、施行日以後、速やかに、法務大臣に送付しなければならない。

練馬区住民記録入力等業務委託に係る取り扱う個人情報項目の追加について

1 適用日

平成 24 年 7 月 9 日

2 変更概要

練馬区住民記録入力等業務委託について、事前一括承認基準(3 9)に該当するとして、平成 20 年 5 月 12 日および平成 23 年 5 月 23 日の練馬区情報公開および個人情報保護審議会に報告を行ったところである。

今回、住民基本台帳法の改正により外国人住民が住民票作成の対象となるため、委託業務で取り扱う個人情報項目の追加を行う。

3 委託件名

練馬区住民記録入力等業務委託

4 委託先

東京都千代田区霞ヶ関 1 - 4 - 2 大同生命霞ヶ関ビル
日本コンベンションサービス株式会社

5 追加する個人情報の項目

国籍・地域、在留資格、在留期間、在留カード等の番号等

6 個人情報の保護

練馬区個人情報保護条例第 13 条および同施行規則第 6 条の規定に基づき、委託契約業者との契約時に個人情報の保護を義務付け、「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定めている。

7 所管課

区民生活事業本部 区民部 戸籍住民課

業 務 概 要

1 件 名

練馬区住民記録入力等業務委託

2 業務内容

(1) 住民基本台帳に関する事務

- ・ 転入・転居・転出・世帯変更の住民異動に係る入力業務

(2) 住民票の写し等の郵送請求等に係る業務

- ・ 郵送請求による住民票の発送を行う業務
- ・ 窓口における住民票の大量一括請求

(3) 戸籍の郵送請求に係る業務

(4) 戸籍の異動通知に伴う住民票の入力および入力に伴う付随業務ならびに

戸籍の附票に係る本籍地からの通知入力業務

- ・ 住民基本台帳法第 9 条第 2 項通知入力
- ・ 住民基本台帳法第 9 条第 2 項通知入力付随業務
- ・ 住民基本台帳法第 19 条第 2 項入力業務

(5) 区民事務所に入る電話受付業務

- ・ 一般的で簡易な案内
- ・ 区市町村等からの電話問合せ

(6) 区民事務所来所者への案内業務

3 記録項目の追加について

上記(1) から(6)については、審議会事前一括承認基準を適用し、業務委託を行っている。(平成 20 年 5 月 12 日および平成 23 年 5 月 23 日 練馬区情報公開および個人情報保護審議会報告)

住民基本台帳法の改正により外国人住民が住民票作成の対象となることから、既に取り扱っている個人情報の種類に追加し、引き続き業務委託を行うものである。

4 取り扱う個人情報の種類

戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、続柄、本籍、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留カード等の番号等)

5 業務の履行場所

- (ア) 練馬区民事務所 (入力業務、電話受付業務、来所者案内業務)
- (イ) 区役所内指定場所(住民票・戸籍郵送請求および通知入力等業務)
- (ウ) 光が丘区民事務所(入力業務、電話受付業務、来所者案内業務)
- (エ) 石神井区民事務所(入力業務、電話受付業務、来所者案内業務)
- (オ) 大泉区民事務所 (入力業務、電話受付業務、来所者案内業務)

第2号様式(第6条関係)

外部委託記録票(案)

業務登録番号	0	4	0	1		0	1
所管課名	区民部 戸籍住民課						
業務の名称	区民事務所・出張所に関する業務						
委託先業種	各種サービス業						
委託内容	住民基本台帳事務の一部 転入届等のデータ入力 住民票の写し等の郵送請求事務および当該事務に係る手数料の収納事務 戸籍の異動通知に伴う住民票の入力および入力に伴う付随業務ならびに 戸籍の附票に係る本籍地からの通知入力業務 区民事務所に入る電話受付業務 区民事務所来所者への案内業務 戸籍事務の一部 戸籍の郵送請求(公用分)に係る業務						
委託期間	年 月 日から 年 月 日まで 平成20年 2月 1日以降継続						
審議会事項	平成 年 月 日 諮問第 号 事前一括承認基準(3 9)						
預託する管理個人情報記録の種別	戸籍等事項(氏名、住所、生年月日、本籍、続柄、親族関係、婚歴など) 社会的地位(職業、勤務先、役職、地位、職歴、学歴、資格など) 経済活動(収入、財産、納税額、負債状況、公的扶助など) 心身健康(健康状態、病歴、障害など) 生活状況(家庭状況、居住状況、趣味・嗜好など) 知識能力(各種試験成績、勤務成績、学業成績など) 思想信条(支持政党、宗教、主義・主張など)						
委託の条件	知り得た個人情報の保持 目的外利用および第三者への提供禁止 再委託の禁止 複写および複製の禁止 個人情報の授受、保管、廃棄または返還事項 立入検査および調査に応ずる義務 事故発生時の報告義務 義務違反等の公表措置および損害賠償 その他(契約解除、履行場所の指定)						
預託する管理個人情報の授受の形態	文書 図画 フィルム 磁気ディスク等 電算処理 その他(住民記録システム)						
個人情報保護管理責任者	区民部 戸籍住民課長						